

議案第14号

羽生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

「

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第60条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第61条—第63条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第64条—第66条）

第3節 運営に関する基準（第67条—第80条）

を

目次中

」

「

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第60条）

第2節 人員に関する基準（第61条・第62条）

第3節 設備に関する基準（第63条）

第4節 運営に関する基準（第64条—第78条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第79条・第80条）

第2款 人員に関する基準（第81条・第82条）

第3款 設備に関する基準（第83条・第84条）

第4款 運営に関する基準（第85条—第96条）

に、

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第97条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型
指定認知症対応型通所介護（第98条—第
100条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第101
条—第103条）

第3節 運営に関する基準（第104条—第109条）

」

「第5章」を「第6章」に、「第81条」を「第110条」に、「第82条—第84条」を「第111条—第113条」に、「第85条・第86条」を「第114条・第115条」に、「第87条—第108条」を「第116条—第136条」に、「第6章」を「第7章」に、「第109条」を「第137条」に、「第110条—第112条」を「第138条—第140条」に、「第113条」を「第141条」に、「第114条—第128条」を「第142条—第156条」に、「第7章」を「第8章」に、「第129条」を「第157条」に、「第130条・第131条」を「第158条・第159条」に、「第132条」を「第160条」に、「第133条—第149条」を「第161条—第176条」に、「第8章」を「第9章」に、「第150条」を「第177条」に、「第151条」を「第178条」に、「第152条」を「第179条」に、「第153条—第177条」を「第180条—第204条」に、「第178条・第179条」を「第205条・第206条」に、「第180条」を「第207条」に、「第181条—第189条」を「第208条—第216条」に、「第9章 複合型サービス」を「第10章 看護小規模多機能型居宅介護」に、「第190条」を「第217条」に、「第191条—第193条」を「第218条—第

220条」に、「第194条・第195条」を「第221条・第222条」に、「第196条—第202条」を「第223条—第229条」に改める。

第6条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第1号中「第151条第12項」を「第178条第12項」に改め、同項第4号中「第82条第1項」を「第111条第1項」に改め、同項第5号中「第110条第1項」を「第138条第1項」に、「第64条第1項、第65条、第82条第6項第1号、第83条第3項及び第84条」を「第101条第1項、第102条、第111条第6項、第112条第3項及び第113条」に改め、同項第6号中「第129条第1項」を「第157条第1項」に、「第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項第2号」を「第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項」に改め、同項第7号中「第150条第1項」を「第177条第1項」に、「第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項第3号」を「第101条第1項、第102条第1項及び第111条第6項」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第218条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6章から第9章までにおいて同じ。）

第6条第12項中「第191条第10項」を「第218条第10項」に改める。

第8条に見出しとして「(設備及び備品等)」を付する。

第14条中「及び第67条」を「、第64条、第86条及び第87条」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第48条ただし書中「第83条第1項」を「第112条第1項」に改める。

第49条に見出しとして「(設備及び備品等)」を付する。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条まで」を「第69条、第71条、第74条、第75条、第116条から第119条まで、第122条から第124条まで、第126条、第127条及び第129条から第134条まで」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「第202条」を「第229条」に、「第100条に」を「第129条に」に、「複合型サービス従業者」と、第34条」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条」に、「とあり、第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第89条、第97条、第100条第2号及び第102条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「複合型サービス従業者」と、第106条中「第82条第6項各号」とあるのは「第191条第7項

各号」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第118条及び第126条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第134条中「第111条第6項」とあるのは「第218条第7項各号」に改め、同条を第229条とする。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第3号中「第197条第6号」を「第224条第6号」に改め、同項第4号中「第198条第2項」を「第225条第2項」に改め、同項第5号中「第199条第9項」を「第226条第9項」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同項第10号中「第105条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第228条とする。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条を第227条とする。

第199条の見出しを「(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条を第226条とする。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画及び複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条を第225条とする。

第197条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看

「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同項第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同項第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条を第224条とする。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改め、同条を第223条とする。

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イ中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、第9章第3節中同条を第222条とする。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小

規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第194条を第221条とする。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所等」を「指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスを行う事業所をいう。)等」に改め、第9章第2節中同条を第220条とする。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第219条とする。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行

う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条を第218条とする。

第190条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条中「以下「指定複合型サービス」という」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という」に、「第81条」を「第110条」に改め、第9章第1節中同条を第217条とする。

第9章の章名中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同章を第10章とする。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条まで」を

「第69条、第73条、第75条第1項から第4項まで、第180条から第182条まで、第185条、第188条、第190条から第194条まで及び第198条から第203条まで」に、「第186条」を「第213条」に、「第34条中」を「第34条及び第35条中」に改め、「とあり、並びに第72条及び第76条中「認知症対応型通所介護従業者」」を削り、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第8章第5節」を「第10章第5節」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第75条第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」を「6月」とあるのは「2月」と、第194条中「第185条」とあるのは「第216条において準用する第185条」と、同条第5号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同条第6号中「第204条」とあるのは「第216条」と、同条第7号中「第202条第3項」とあるのは「第216条において準用する第202条第3項」と、第203条第2項第2号中「第182条第2項」とあるのは「第216条において準用する第182条第2項」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第209条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは

「第216条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第216条において準用する前条第3項」に改め、第8章第5節第3款中同条を第216条とし、第181条から第188条までを27条ずつ繰り下げる。

第180条に見出しとして「(設備及び備品等)」を付し、同条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、第8章第5節第2款中同条を第207条とする。

第8章第5節第1款中第179条を第206条とする。

第178条を第205条とする。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第69条、第73条及び第75条第1項から第4項まで」に、「第168条」を「第195条」に改め、「とあり、並びに第72条及び第76条中「認知症対応型通所介護従業者」を削り、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第8章第4節」を「第9章第4節」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護」を「第75条第1項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6月」とあるのは「2月」に改め、第8章第4節中同条を第204条とする。

第176条第2項第2号中「第155条第2項」を「第182条第2項」に改め、同項第3号中「第157条第5項」を「第184条第5項」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第176条を第203条とし、第175条を第202条とする。

第174条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改め、同条を第201条とし、第168条から第173

条までを27条ずつ繰り下げる。

第167条中「第158条」を「第185条」に改め、同条第5号中「第157条第5項」を「第184条第5項」に改め、同条第6号中「第177条」を「第204条」に改め、同条第7号中「第175条第3項」を「第202条第3項」に改め、同条を第194条とする。

第166条を第193条とし、第157条から第165条までを27条ずつ繰り下げる。

第156条第1項中「第181条第1項及び第2項」を「第208条第1項及び第2項」に改め、同条第3項第1号中「第181条第3項第1号」を「第208条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第181条第3項第2号」を「第208条第3項第2号」に改め、同条を第183条とする。

第155条を第182条とし、第154条を第181条とし、第153条を第180条とする。

第152条に見出しとして「(設備)」を付し、同条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、第8章第3節中同条を第179条とする。

第151条に見出しとして「(従業者の員数)」を付し、同条第3項ただし書中「第178条」を「第205条」に改め、「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を削り、「第187条第2項」を「第214条第2項」に改め、同条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第179条第1項第6号並びに第207条第1項第3号において同じ。)」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準第129条第1項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防

サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第129条第1項」に改め、同条第13項中「）若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等」を「以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所」に改め、同条第15項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条若しくは第191条」を「第111条若しくは第218条」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第8章第2節中第151条を第178条とする。

第150条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改め、第8章第1節中同条を第177条とする。

第8章を第9章とする。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第128条」に改め、「とあり、並びに第72条及び第76条中「認知症対応型通所介護従業者」を削り、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第7章第4節」

を「第 8 章第 4 節」に、「第 105 条第 1 項中「小規模多機能型居宅介護」を「第 75 条第 1 項中「地域密着型通所介護」に、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「6 月」とあるのは「2 月」に改め、第 7 章第 4 節中同条を第 176 条とする。

第 148 条第 2 項第 2 号中「第 136 条第 2 項」を「第 163 条第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 138 条第 5 項」を「第 165 条第 5 項」に改め、同項第 4 号中「第 146 条第 3 項」を「第 173 条第 3 項」に改め、同項第 8 号中「第 105 条第 2 項」を「第 75 条第 2 項」に改め、同項第 9 号を削り、同条を第 175 条とする。

第 147 条を第 174 条とし、第 140 条から第 146 条までを 27 条ずつ繰り下げる。

第 139 条第 1 項中「第 130 条第 1 項第 4 号」を「第 158 条第 1 項第 4 号」に改め、同条を第 166 条とする。

第 138 条を第 165 条とし、第 137 条を第 164 条とし、第 136 条を第 163 条とする。

第 135 条を削り、第 134 条を第 162 条とする。

第 133 条第 1 項中「第 145 条」を「第 172 条」に改め、同条を第 161 条とする。

第 132 条に見出しとして「(設備)」を付し、第 7 章第 3 節中同条を第 160 条とする。

第 131 条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、第 7 章第 2 節中同条を第 159 条とする。

第 130 条第 9 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第 82 条」を「第 111 条」に、「第 191 条」を「第 218 条」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 10 項中「指

定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第158条とする。

第129条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、第7章第1節中同条を第157条とする。

第7章を第8章とする。

第128条中「第72条、第77条、第99条、第102条、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第128条、第131条及び第133条」に、「第122条」を「第150条」に改め、「とあり、並びに第72条及び第102条第1項中「認知症対応型通所介護従業者」」を削り、「第72条第2項」を「第69条第2項」に、「第6章第4節」を「第7章第4節」に、「第99条中」を「第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第128条中」に、「第102条中」を「第131条中」に改め、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削り、第6章第4節中同条を第156条とする。

第127条第2項第2号中「第115条第2項」を「第143条第2項」に改め、同項第3号中「第117条第6項」を「第145条第6項」に改め、同項第7号中「第105条第2項」を「第75条第2項」に改め、同条を第155条とする。

第126条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改め、同条を第154条とし、第122条から第125条までを28条ずつ繰り下げる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス（法第8条第14項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。）」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改め、同条を第149条とし、第120条を第148条とし、第119条を第147条とする。

第118条第1項中「第110条第5項」を「第138条第5項」に改め、同条を第146条とする。

第117条を第145条とし、第114条から第116条までを28条ずつ繰り下げる。

第113条に見出しとして「(設備)」を付し、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第113条第2項中「第124条」を「第152条」に改め、第6章第3節中同条を第141条とする。

第6章第2節中第112条を第140条とする。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第139条とする。

第110条第1項中「第113条」を「第141条」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第82条」を「第111条」に、「第191条」を「第218条」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条を第138条とする。

第109条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条中「第8条

第19項」を「第8条第20項」に改め、第6章第1節中同条を第137条とする。

第6章を第7章とする。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第69条、第71条及び第73条から第75条まで」に、「第100条」を「第129条」に、「とあり、並びに第72条及び第74条中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」を「とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」に改め、第5章第4節中同条を第136条とする。

第107条第2項第4号中「第92条第6号」を「第121条第6号」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第75条第2項」に改め、同条を第135条とする。

第106条中「第82条第6項各号」を「第111条第6項」に改め、同条を第134条とする。

第105条を削り、第104条を第133条とし、第97条から第103条までを29条ずつ繰り下げる。

第96条第1項中「第82条第12項」を「第111条第12項」に改め、同条を第125条とする。

第95条を第124条とし、第92条から第94条までを29条ずつ繰り下げる。

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を

受けて」を「行い」に改め、同条を第120条とする。

第90条を第119条とし、第89条を第118条とし、第88条を第117条とする。

第87条中「第82条第12項」を「第111条第12項」に、「第93条」を「第122条」に、「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め、同条を第116条とする。

第5章第3節中第86条を第115条とする。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」を「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第85条を第114条とする。

第5章第2節中第84条を第113条とする。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に、「に従事することができる」を「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする」に改め、同条第2項中「第192条第1項」を「第219条第1項」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第220条に規定する指定複合型サー

ビス事業所をいう。次条において同じ。)」を加え、「第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条」を「第139条第2項、第140条及び第220条」に改め、同条を第112条とする。

第82条第6項を次のように改める。

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービス一敷地内に中欄に掲げる事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

	所、指定地域密着型通 所介護事業所、指定認 知症対応型通所介護事 業所、指定介護老人福 祉施設又は介護老人保 健施設	
--	---	--

第 8 2 条第 7 項中「指定複合型サービス事業者（第 1 9 1 条第 1 項に規定する指定複合型サービス事業者）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第 2 1 8 条第 1 項に規定する指定複合型サービス事業者）」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 8 項中「複合型サービス従業者（第 1 9 1 条第 1 項に規定する複合型サービス従業者）」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者（第 2 1 8 条第 1 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者）」に改め、同条第 1 0 項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改め、同条第 1 2 項中「第 9 6 条第 1 項」を「第 1 2 5 条第 1 項」に改め、同条を第 1 1 1 条とする。

第 8 1 条に見出しとして「(基本方針)」を付し、第 5 章第 1 節中同条を第 1 1 0 条とする。

第 5 章を第 6 章とする。

第 8 0 条中「第 4 0 条、第 4 1 条及び第 5 3 条」を「第 4 1 条、第 5 3 条、第 6 4 条、第 6 5 条、第 6 9 条及び第 7 1 条から第 7 6 条まで」に、「第 7 3 条」を「第 1 0 7 条」に、「読み替えるものとする」を「、第 7 5 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第 7 6 条第 4 項中「第 6 3 条第 4 項」とあるのは「第 1 0 0 条第 4 項」と読み替えるものとする」に改め、第 4 章第 3 節中同条を第 1 0 9

条とする。

第79条第2項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第79条を第108条とする。

第74条から第78条までを削る。

第73条第4号中「第61条第4項又は第65条第1項」を「第98条第4項又は第102条第1項」に改め、「。第75条において同じ」を削り、同条を第107条とする。

第72条を削る。

第71条第1項中「第62条又は第66条」を「第99条又は第103条」に改め、同条を第106条とする。

第70条第4号中「第61条第1項又は第64条第1項」を「第98条第1項又は第101条第1項」に改め、同条を第105条とする。

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第104条とする。

第67条及び第68条を削る。

第66条第2項中「第62条第2項」を「第99条第2項」に改め、第4章第2節第2款中同条を第103条とする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。第149条において同じ」を、「介護保険施設」の次に「(法第8条第25項に

規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)」を加え、「第82条第7項」を「第111条第7項」に改め、同条を第102条とする。

第64条第1項中「第110条、第130条若しくは第151条」を「第138条、第158条若しくは第178条」に改め、同条を第101条とする。

第63条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4章第2節第1款中第63条を第100条とし、第62条を第99条とする。

第61条第4項中「第63条第2項第1号ア」を「第100条第2項第1号ア」に改め、同条を第98条とする。

第60条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削り、「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加え、第4章第1節中同条を第97条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第60条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及

び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備

等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（4） 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護

職員として従事することができるものとする。

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長が定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第62条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第63条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要な

その他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長が定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第64条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提

供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第66条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的に

ならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。この場合において、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第68条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交

付しなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第69条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第70条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 地域密着型通所介護従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、

市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に

際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第63条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第78条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41

条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第70条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条及び第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第79条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第89条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第80条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業

者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第81条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第82条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第83条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養

通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第84条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第85条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第92条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第90条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の

交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第88条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第89条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない

い。

- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第90条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第93条第1項

に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第91条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第92条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて

おこななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 療養通所介護従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第93条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておこななければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておこななければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第94条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行

うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第95条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第75条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第96条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第65条(第3項第2号を除く。)、第66条及び第71条から第76条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

この場合において、第 34 条及び第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 71 条第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 75 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 76 条第 4 項中「第 63 条第 4 項」とあるのは「第 84 条第 4 項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

平成 29 年 3 月 1 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明